

○ 任意運転者講習実施要領の制定について(通達)

(令和3年3月30日付け香運免第164号)

道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)第89条の2第2号に規定する任意運転者講習については、「任意運転者講習実施要領の制定について(例規)(平成24年3月23日付け香運免第201号。以下「旧例規」という。)に基づき、実施しているところであるが、押印の見直しにより別添のとおり「任意運転者講習実施要領」を定め、同日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにしたい。

なお、旧例規は、令和3年3月30日をもって廃止する。

別添

任意運転者講習実施要領

1 趣旨

この要領は、道路交通法施行細則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 3 号）及び道路交通法実施規程（平成 12 年香川県警察本部告示第 19 号）に定めるもののほか、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 101 条の 3 第 1 項ただし書の規定により更新時講習を受ける必要がない者に係る道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 37 条の 6 第 2 号に規定する講習（以下「任意運転者講習」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 講習の対象者

任意運転者講習の対象者は、地域、職域、生活環境等に照らし、自動車又は原動機付自転車の運転に関し、ほぼ共通の条件下にあると認められる者とする。

3 講習の実施

(1) 講習施設

任意運転者講習を行う施設（以下「講習施設」という。）は、運転免許課運転免許センター、指定自動車教習所その他の自動車等の安全教育に必要な設備を備えた施設で本部長が適当と認めるものとする。

(2) 講習指導員

任意運転者講習に従事する指導員（以下「講習指導員」という。）は、交通部門の業務に従事する警察官のうち警部以上の階級にある者とする。

(3) 講習内容

任意運転者講習の内容は、別表の「任意運転者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」に、講習の対象者の特性及び県内の交通実態を踏まえた内容を加え、教養効果の上がるものとする。

(4) 学級の編成等

学級の編成は、講習施設に応じた収容可能人数を 1 学級とするが、可能な限り小人数の参加型手法を取り入れた、きめ細かな講習となるよう配意すること。

なお、1 学級につき講習指導員 1 人及び補助者 1 人を配置すること。

(5) 講習で使用する教本、教材等

ア 任意運転者講習の教本は、更新時講習において用いる教本その他講習内容に応じて必要とされる教本を使用すること。

イ 講習内容に応じて、次の視聴覚教材等を使用すること。

- オーバーヘッド投影機、ビジュアル・プレゼンター、ビデオ装置等
- DVD、ビデオテープ等
- 診断用模擬装置等の検査機器

○ その他講習を行う上で必要な教材

4 講習の申請手続

(1) 講習開催の申出

任意運転者講習の開催の申出は、講習希望日の1か月前までに任意運転者講習申出書（別記様式第1号）に任意運転者講習受講者名簿（別記様式第2号）を添えて、講習希望施設の所在地を管轄する署長又は運転免許課長を経由して、香川県公安委員会に行うものとする。

(2) 講習内容等の協議

任意運転者講習の内容、講習指導員等の細部事項は、講習対象者の所属する事業所、団体等の代表者と協議して定めるものとする。

(3) 受講申請

受講の申請は、講習当日、講習施設において、任意運転者講習受講申請書（別記様式第3号）を提出して行うものとする。

(4) 講習手数料の納入

講習手数料の納入は、任意運転者講習受講申請書の提出の際に、香川県証紙を香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成12年香川県警察本部告示第2号）第2条の納付書に貼付して行うものとする。

5 終了証明書の交付

講習を終了した者から当該講習を受講したことを証する書面の交付の申出があったときは、当該申出者に任意運転者講習終了証明書（別記様式第4号）を交付するものとする。

6 実施上の留意事項

(1) 講習対象者は、必ずしも6か月以内に運転免許証の更新を受けようとする者に限定する必要はないが、更新時講習の受講が免除されるのは、当該講習受講後6か月以内に更新を申請した者に限られることを教示すること。

(2) 任意運転者講習終了証明書の交付を受けた者に対しては、運転免許証の更新申請時に当該証明書を更新申請窓口に提出するよう教示すること。

(3) 住所地が香川県の区域外の者から受講の申出があった場合においても、受講を認めること。

(別表及び別記様式省略)